令和７年度第１回山口市国民健康保険運営協議会

事前質問に対する回答

【議題（１）】関連質問

①② 令和６年度決算状況について【関連ページ：Ｐ２、Ｐ４～５】（質問委員：Ａ委員）

質問内容	①　県支出金が予算は前年度決算より多く見積ってあったものが、１０億円も減額となった理由は何か。保険給付費も同様に理由を伺う。
回　　答	歳入の県支出金の減額は、保険給付費等交付金の普通交付金の減額によるものです。普通交付金は、歳出の保険給付費と概ね同額が県から交付されるものであり、保険給付費が当初予算額から約１２億円減額となったことに伴い、普通交付金も約１２億円の減額となったものです。 保険給付費の予算額は、９９％以上を占める療養諸費と高額療養費がその年の医療機関の受診状況等によって変動するため、前年度までの医療費の伸び率を参考に、感染症の流行等により医療費が増大した場合にもある程度対応が可能な額を見込んで計上しています。 令和６年度は医療費が増大する事態がなかったため、結果的に保険給付費及び県支出金が予算額から大きく減額となったものです。

質問内容	②　県支出金、保険給付費が減額となる中で、事業費納付金が前年度より増えるのはどうしてか。
回　　答	事業費納付金の額は県において算定されていますが、このうち医療分については、県内各市町の医療費の前々年度までの２年伸び率と前々年度の実績額から当該年度の県全体の保険給付費を推計し、各種交付金等を加算・減算して県全体の納付金額が算出されることとなっています。各市町の納付金額は、年度当初に確定額が示され、当該年度の医療費の増減は影響しない仕組みとなっています。 令和６年度の本市の納付金額が前年度より増加したことについては、様々な要因が影響していますが、県全体の納付金額の算定の過程において、保険給付費の推計額は前年度から減少したものの、減算要素である前期高齢者交付金が大きく減少したこと等により納付金額が増加したことと、市町への納付金額の割り当てにおいて、前年度に本市が適用を受けていた激変緩和措置の減額がなくなったことが主な要因です。

③ 所得割保険料の保険料率について（質問委員：Ａ委員）

質問内容	保険料算出の所得割率が、累進課税ではなく一律になっているのは法律に基づくものか、または、自治事務として率を変えられるのか。
回　　答	保険料の所得割額については、国民健康保険法施行令により、所得割総額を所得の金額で按分して算定することが定められています。 この規定について、国は比例配分をいうものとの見解を示しており、累進性のある保険料率を設定することはできないものと考えております。

④ 国民健康保険料(税)の収納状況について【関連ページ：Ｐ３】(質問委員：Ｂ委員)

質問内容	令和６年度の収納状況が県内他市含め、軒並み下がっている。 これは現在の物価高や円安等の影響で負担が増加していることが考えられるが、市としてこの状況をどのように感じておられるか。 今年度から水道料金も上がっていることからさらに負担が増し、保険料の納付が厳しく感じる世帯が増えるのではないか。
回　　答	国民健康保険は、所得の低い世帯の占める割合が高いことから、保険料の収納が物価高等の経済状況の影響を受けやすい性質があり、御指摘のとおり、収納率の低下には昨今の物価高の影響があるものと考えております。 令和７年度は保険料率の引上げ改定を行ったことから、さらに収納率が低下する可能性があると考えておりますが、滞納世帯に対しては、滞納が累積して支払いが困難となる前に、納付相談の機会を設けて保険料の分割納付や減免等につなげることが重要と考えておりますことから、コールセンターからの電話や納付相談を促す通知書の送付等により働きかけを行い、納付相談の機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

【議題（２）】関連質問

① 基金繰入金の繰入計画について【関連ページ：Ｐ２３～２４】（質問委員：Ｂ委員）

質問内容	賦課限度額の引上げと合わせ低所得者への軽減措置が拡充された。 国保加入者の減少と一人当たりの医療費の増加で負担が大きくなっているが、加入者の減少は将来的にはかかる医療費も下がっていくことになると思う。 基金からの繰入を段階的に行い、急激な負担増にならないようにしていくことは重要と考えるが、今年度の状況を十分に検討した上で来年度以降の繰入計画も考えられていると思うが、その推移、見込みについて現時点での考えを伺う。
回　　答	基金繰入金及び基金残高の現状としては、令和６年度の基金繰入額が当初予算額から約２億７千万円減少して約４億４千万円となったことにより、令和６年度決算時点の基金残高は９億３千万円となり、当初の見込みよりも基金残高の減少幅が抑えられている状況です。 今年度の保険料率改定の効果や、現在の基金残高を踏まえると、今後数年間は、基金繰入金を活用して保険料率の引上げ幅を抑制することが可能と考えております。 令和８年度以降の具体的な繰入計画につきましては、保険料率と併せて、例年１月に県から提示される事業費納付金の額等を踏まえて検討することとなりますが、被保険者の皆様の負担が急激に増えることのないよう、適正な保険料率の設定に努めてまいりたいと考えております。